

ピカラ光ねっとサービス、ピカラ光でんわサービスおよび  
ケーブルテレビサービスに関する利用規約

2020年3月30日

株式会社STNet

株式会社ケーブルメディア四国

株式会社STNet（以下「甲」といいます。）と株式会社ケーブルメディア四国（以下「乙」といいます。）は、ピカラ光ねっとサービスまたはピカラ光らいとサービス、ピカラ光でんわサービスとケーブルテレビサービス（以下合わせて「トリオサービス」といいます。）の契約者を対象としたトリオ割引料金の適用について以下のとおり規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

## 第1条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

| 用語                           | 用語の意味                                                                                                       |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 ピカラ光ねっとサービス<br>ピカラ光らいとサービス | 甲が、甲の光ネットサービス契約約款（香川県高松市および香川県さぬき市において提供するものに限り。）に規定するサービス                                                  |
| 2 ピカラ光でんわサービス                | 甲が、甲の光電話サービス契約約款（香川県高松市および香川県さぬき市において提供するものに限り。）に規定するサービス                                                   |
| 3 ケーブルテレビサービス                | 乙が、乙の契約約款＜デジタル契約＞で規定するサービス                                                                                  |
| 4 ピカラ光ねっと契約                  | 甲からピカラ光ねっとサービスまたはピカラ光らいとサービスの提供を受けるための契約                                                                    |
| 5 ピカラ光でんわ契約                  | 甲からピカラ光でんわサービスの提供を受けるための契約                                                                                  |
| 6 ケーブルテレビ契約                  | 乙からケーブルテレビサービスの提供を受けるための契約                                                                                  |
| 7 ケーブルテレビ契約者                 | ケーブルテレビサービスの提供を受けている者                                                                                       |
| 8 トリオサービス契約者                 | 同一場所でのピカラ光ねっとサービスまたはピカラ光らいとサービス、ピカラ光でんわサービス、ケーブルテレビサービスの同時での利用を目的にピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約とケーブルテレビサービス契約を締結している者 |
| 9 トリオ割引料金<br>適用契約者           | トリオサービス契約者のうち、トリオ割引料金の適用を申込み、甲および乙から承諾を受けた者                                                                 |

## 第2条（目的）

本規約は、トリオサービスの利用に係るトリオ割引料金の適用条件について定めるものです。ただし、本規約に定めていない提供条件については、それぞれピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約およびケーブルテレビ契約によるものとします。

## 第3条（規約の変更）

次のいずれかに該当する場合、甲乙が協議の上、本規約を変更することがあります。

1. 規約の変更がトリオサービス契約者の利益に適合するとき
  2. 変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 甲は、前項の規定による規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日を事前に、規約を変更する旨及びその内容と効力発生日を甲のウェブサイト（<https://www.stnet.co.jp/>）に掲載します。
3. 変更後の規約の効力発生日以降に、トリオサービス契約者が、各サービスを利用したときには、規約の変更同意したものとみなします。

## 第4条（適用条件）

トリオ割引料金の適用条件は、以下のとおりとします。

(高松市(塩江町を除く)・さぬき市・木田郡(三木町))

- (ア) トリオサービス契約者であること
- (イ) トリオサービスの料金の支払方法が、同一口座・同一名義からの乙への口座振替もしくはクレジットカードであり、かつ同一住所で利用していること
- (ウ) 同一引込線を使用してピカラ光ねっとサービスまたはピカラ光らいとサービス、ピカラ光でんわサービスならびにケーブルテレビサービスが提供されていること
- (エ) 利用場所が戸建て住宅であること
- (オ) ただし、キャンペーンなどによりピカラ光ねっとサービスまたはピカラ光らいとサービスの月額利用料とピカラ光でんわサービスの基本利用料、及びケーブルテレビサービスの基本利用料が発生していない場合には、適用しないものとする。

(高松市(塩江町))

- (ア) トリオサービス契約者であること
- (イ) トリオサービスの料金の支払方法が、同一口座・同一名義からの乙への口座振替もしくはクレジットカードであり、かつ同一住所で利用していること
- (ウ) 同一引込線を使用してピカラ光ねっとサービスまたはピカラ光らいとサービス、ピカラ光でんわサービスならびにケーブルテレビサービスが提供されていること
- (エ) ただし、キャンペーンなどによりピカラ光ねっとサービスまたはピカラ光らいとサービスの月額利用料とピカラ光でんわサービスの基本利用料、及びケーブルテレビサービスの基本利用料が発生していない場合には、適用しないものとする。

## 第5条(トリオ割引料金)

トリオ割引料金は、ピカラ光ねっとサービスまたはピカラ光らいとサービスの月額利用料、ピカラ光でんわサービスの基本利用料、番号利用料、端末等使用料とケーブルテレビサービス各プランの基本利用料の合計額から以下の料金を減額した料金とします。

(高松市・さぬき市・木田郡(三木町))

| ケーブルテレビサービスプラン | 光ベーシック                 | 光ベーシックプラス              | 光デラックス                 |
|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 割引額            | 月額 500 円<br>(税込 550 円) | 月額 500 円<br>(税込 550 円) | 月額 500 円<br>(税込 550 円) |

(高松市・木田郡(三木町))

| ケーブルテレビサービスプラン | 光エコノミー                 |
|----------------|------------------------|
| 割引額            | 月額 500 円<br>(税込 550 円) |

(高松市(塩江町を除く)・木田郡(三木町))

| ケーブルテレビサービスプラン | 光コンパクト<br>基本料金 2,000 円<br>(2006 年 7 月以降契約分) | 光コンパクト<br>基本料金 1,400 円<br>(2006 年 6 月以前契約分) |
|----------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
|----------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|

|     |                            |                        |
|-----|----------------------------|------------------------|
| 割引額 | 月額 1,300 円<br>(税込 1,430 円) | 月額 700 円<br>(税込 770 円) |
|-----|----------------------------|------------------------|

#### 第6条 (承諾)

甲および乙は、第4条の規定にかかわらず、次の場合にはその申込みを承諾しない場合があります。

- (1) トリオサービスの契約約款に定める契約の承諾が認められないと甲または乙が判断する事由に該当するとき
- (2) 申込み等の内容に記入漏れ又は虚偽の記載があるとき、又は、添付書類に不備があるとき
- (3) 本規約において定める提供条件に適合しないとき
- (4) 申込みをした者がトリオサービスの料金及び工事の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき
- (5) その他トリオサービスの提供にあたって技術上困難な状況又は業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるとき

#### 第7条 (料金の計算方法等)

トリオ割引料金に係る計算は、ケーブルテレビ契約によるものとします。

#### 第8条 (情報の取り扱い)

トリオ割引料金適用契約者は、本規約を適用する目的で、甲乙間で自らの以下各号所定の事項が相互に通知されることを、承諾していただきます。

- (1) 申込みの処理の状況
- (2) トリオサービスの料金と利用明細
- (3) トリオサービスの契約の変更に係る事実 (廃止、移転等)
- (4) トリオサービスの契約内容
- (5) トリオサービス契約者の料金収納状況
- (6) トリオサービス契約者からの問合せ内容

#### 第9条 (個人情報の管理)

甲および乙は、本規約の適用に伴い取り扱う個人情報を、本規約の目的の範囲でのみ使用又は保存します。

2. 甲および乙は、法律上照会権限を有する者及び令状を持つ官公庁の職員から、個人情報の提供を求められた場合には、これに応じるものとします。

#### 第10条 (公表方法)

甲および乙は、本利用規約にて定めたトリオ割引料金の内容について、各々のホームページ上で公表するものとします。

2. 甲および乙は、第3条に基づく変更があった場合、その内容を遅滞なく、各々のホームページ上で公表するものとします。

#### 第11条 (協議事項)

本規約に関する疑義あるいは本規約に取決められていない事項が発生したときは、甲乙およびトリオ割引料金適用契約者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

**附 則**

**(実施期日)**

- 1 この規約は、2008年12月1日から実施します。

**附 則**

**(実施期日)**

- 1 この規約は、2012年10月1日から実施します。

**附 則**

**(実施期日)**

- 1 この規約は、2014年4月1日から実施します。

**附 則**

**(実施期日)**

- 1 この規約は、2015年5月1日から実施します。

**附 則**

**(実施期日)**

- 1 この規約は、2015年7月1日から実施します。

**附 則**

**(実施期日)**

- 1 この規約は、2019年7月1日から実施します。

**附 則**

**(実施期日)**

- 1 この規約は、2019年10月1日から実施します。

**附 則**

**(実施期日)**

- 1 この規約は、2020年3月30日から実施します。